



Title	オーギュスト・ワルラスの土地国有論
Author(s)	佐藤, 茂行
Citation	北海道大學 經濟學研究, 30(4): 129-147
Issue Date	1981-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31525
Type	bulletin
File Information	30(4)_P129-147.pdf



[Instructions for use](#)

オーギュスト・ワルラスの土地国有論

佐藤 茂行

はじめに

- I 所有論と経済学
- II 所有論の構造
- III 所有論とティエール批判
- IV 土地国有論と社会主義

はじめに

1923年にモデスト・ルロワはこう書いている。レオン・ワルラスの父、オーギュスト・ワルラス（1801～1866）は、「生前は認められざる経済学者であった。今日のかれは、依然として、やはり知られざる経済学者である」¹⁾と。ルロワのこの評価は現在でも、やはり妥当するように思われる。その後の事態に変化はみられないからである。

ところでこの不遇の経済学者に『社会的富の理論——または経済学の基本原理の要約——』(1849) という著作²⁾がある。100ページをわずかに上回る小冊子ながら、そこには著者の20年以上にわたる研究成果が、簡明かつ力強い筆致できざみ込まれている。だが一見、完成しているかのように見えるこの著作にも、実はある問題が伏在していたのである。著者が心血をそそいだ研究の肝心の結論が、出版の際に除かれていたからである。オーギュスト・ワルラスが公刊をはばかった、その結論部分の原稿は、現在、ロザンヌ大学のワルラス文庫のなかに眠っている。そしてその内容は、モデスト・ルロワによってつとに紹介され、今日ではそれが土地国有化の主張をふくむ所有論³⁾からなっていることが知られている。

この所有論は、しかし未刊という事情も加わってか、これまでほとんど顧みられることがなかった。多少論及されることのある経済学と所有論の関係を別にしても、所有論の構造、所有論の執筆計画と公刊をめぐる問題、サン・シモン主義との関係など、いくつかの興味ある問題が究明されないままに終わっている⁴⁾のである。息子レオン・ワルラスの社会科学論、土地国有論などを理解するうえで、オーギュストのこの所有論がきわめて重要な位置をしめていることは疑いない。また、たとえレオンとの関係をさしおいたとしても、オーギュストの所有論それ自体のなかに経済思想上の、いくつかの興味ある問題点がふくまれていることも事実である。

そこで本稿では、上記の問題を中心に、オーギュスト・ワルラスの所有論を検討して、その思想史上の意義を考察してみたい。

I 所有論と経済学

オーギュスト・ワルラスが経済学の研究を始めた動機については、かれ自身の説明ならびにレオンの証言から明らかである⁵⁾。所有問題がその動機である。王政復古期の1820年代に、オーギュストはエコール・ノルマルを卒業しながらも教職につくことを望まず、法律家たらんとし、パリで法律を学びなおす。そのうちかれは、民法典の所有権の根拠をめぐる横行している凡俗な説明にあきたらず、より確実な論拠を経済学のなかにもとめて、価値論の研究に没頭するようになる。そしてその成果が『富の本性ならびに価値の起源について』(1831)⁶⁾という著書となってあらわれる。

この著作の序文でかれはこう書いている。「所有の本性と起源にかんする哲学的探究に専念することから、わたしは経済学の分野へと導かれ」ここから「所有の理論と富の理論との間の深い関係」を確信するに至った、と(p. i)。こうして、この著作で上記二つの理論の関係を究明する方向が見定められ、その後、それは生涯を通じ追求され続けたのである。レオンはこのような父の一生を回顧して、こうのべている。オーギュストは「引きつづき40年間、自分の天職にしたがい、与えられた仕事をたゆみなく遂行したのであ

た。その仕事とは、経済学的であると同時に哲学的でもあるひとつの土台のうえに、所有権の理論をうち立てることであつた⁷⁾。

このように、かれの富の本性の分析は、明らかに所有論の解明という目的にそつてなされたのであり、経済学はその大目的に役立つかぎり⁸⁾で意味をもつていたのである。オーギュストの「富の理論」がレオンに引きつがれ、発展させられた結果、それが所有論とは無関係に、それ自体として独立した意義をもつに至つた事実は否定できない。またオーギュストが、富の理論にたいし、それなりの自立的意義を認めていたことも確かである⁸⁾。しかし、ここではやはり、かれの経済学が、その本来の取り組みからして、所有論と不可分に結びついていたという事実の面を強調しておかねばなるまい。

それにしても、オーギュストはなぜ所有の理論と富の理論が密接に関連すると考えたのであろうか。それはかれが経済学の研究の結果、二つの理論の対象が「本質的に」まったく同一だと考えるに至つたからであらう。かれによると二つの理論の対象は、量的に制限された財 (biens)、あるいは希少性をもつた財にはかならない。量的な制限 (希少性) が価値を生み、その価値をもつた財が所有の対象となる。つまり価値が所有の原因ということになる。「いったい、だれが量的に無限なもの、価値をもたないものの所有者になるだろうか」とかれはのべている⁹⁾。要するに所有の事実を対象とする所有の理論と、価値を対象とする富の理論が相互に関連し、互に役立つことは、こうした希少性の根拠から主張されていたのである。

では、二つの理論はどのように関連するといふのであろうか。オーギュストによると、所有は自然権にかんする事実であり、価値は社会的富にかんする事実である。価値が所有の原因だとしたら、その価値を究める経済学が所有の基礎たる自然権の解明に役立つことは明らかであらうといふ。このことから、かれは「自然権にかんする諸概念は経済学の原理にしたがう」べきであると主張するのである。このようにして所有の理論は富の理論に従属するかたちで結びつけられることになる。所有の理論は富の理論つまり経済学を基礎として展開されなければならない。こう考えたオーギュスト・ワルラス

は、所有論の完成のためには、所有権や自然権の研究を一時的にせよ放棄してでも経済学に専念しなければならないと思うようになったのであろう。

こうした所有論の確立を目ざして取り組まれた経済学の研究から、はたして、どのような成果がえられたであろうか。18年後の『社会的富の理論』に結晶しているワルラスのいくつかの概念のなかに、それをさぐってみることにしよう。

有用なものを、一般的に富という。この富のうち、交換されるもの、つまり交換価値をもったものを社会的富という。それは交換という社会的関係によって規定されているという意味で社会的な富なのである。ところで、これら有用なものが交換の対象となり、所有の対象となるのは、それらの量に限りがあるからである。言いかえると、それらが希少性をもつからである。したがって社会的富とは、まず人びとの欲求の対象となる有用性を持ち、かつ量的に限られたもののことをいう。そして交換価値は有用なもののこうした量的制限つまり希少性から生み出されるのである(pp. 12-15)。

社会的富は耐久性に応じて、資本と収入という二つの種類に分けられる。資本とは消費されない社会的富、もしくは長期にわたってしか消費されない社会的富のことで、生産の元本となるものをいう。収入とは、一度だけ役に立ち、ただちに消費される社会的富のことで、消費の元本となるものをいう。資本には自然的資本と人為的資本がある。土地と、人間の自然的能力は自然的資本であり、機械・建物などは人為的資本である(p. 57)。

これらの資本から収入が生み出される。土地からは地代または借地料、人間能力からは労働、そして人為的資本または本来的資本からは利潤と、それぞれ名づけられる収入が生じる。また地代、労働、利潤の取引価格をそれぞれ小作料、賃金、利子と呼ぶ(p. 71)。

ワルラスの経済学の主な概念は以上のようなものである。かれの所有論はこれらの概念を前提してくりひろげられることになる。その詳細は次節にゆずり、ここで同じ『社会的富の理論』のなかでいっそう具体化されるに至った経済学と所有論との関係にかんする見解にふれておこう。かれによると、

生産は技術や科学、熟練の結果であり、分配は権利または正義の問題である。生産は豊饒、分配は公正でなければならない。所有問題は、この生産と分配の問題の中間に位置している。そして結局は所有制度が分配を規定するところから、分配問題が所有論の課題ということになる。とりわけその基本となるのは社会的富の最善の分配という問題である。この課題にたいする解答は、権利とか正義をあつかう自然権論または道徳学の分野でえられる。要するに、分配問題は経済学の課題ではない。経済学の対象は、社会的富すな¹¹⁾わち交換価値であって正義ではないからである。

このように説明したうえでワルラスはつぎのようにのべている。ただし「経済学には、この分配問題の解決に光を与え、その原理でもって分配問題に働きかける権利がある」。他方、自然権論には「経済学を参考にし、この富の科学によって提供される真理に照して、自らの探究の結果を正当化する義務がある」(pp. 102-103)。ここで、「分配問題の解決に光を与える」とか「分配問題に働きかける」ということがどのようなことをさすのか具体的には、ほとんど明らかにされてはいない。だが、以上の全体から、ワルラスの主旨をくみとることは困難ではない。

それはこうであろう。ワルラスは経済学と所有論の領域を截然と区別したうえで、経済学の原理を所有論の科学的根拠たらしめようとしたということである。経済学は正義とか自然権を証明することはできない。しかしそれは正義の主張に科学的根拠を与えることはできる。これによって所有論は、無知にもとづく素朴な願望や幻想から解放され、真に科学的な内容をもつことができる。このようにオーギュスト・ワルラスは考えたのである。

II 所有論の構造

『社会的富の理論』の第7・8章を構成する予定であった未刊2章の手稿¹²⁾には、つぎのような表題が付されている。第1章 所有について；占有のさまざまな形態；私有について、共有について。第2章 富と公共的所有、富と私的所有。以下、この手稿の内容をしばらくみることにしよう。

ワルラスは、まず所有をつぎのように定義する。「所有とは、他人の権利を侵害することなく、その所有の利益をめざして、ある物を享受、活用、消費し、その所有の意図にしたがって、その物を自由に処分する、そういう権利のことである」(pp. 114-115)。こう規定したうえで、かれはさらに、物の所有と享受の仕方に二種類あることをしめす。すなわち私的所有と共同所有、もしくは本来の所有と共有がそれであるという。このような、物の所有のあり方は、ひとつには、物の本性そのものから生じる。つまりこのあり方は、物の使われ方、役立ち方の種類によって決められる。

一度しか役に立たず、ただちに消費されてしまう、たとえばパンとか肉、ワインなどは、もともと個人的に占有され、消費されなければならないものであって、それらの共有などは想像すらできない。これを、より一般的にいうと、前節でみた「収入」は共有の対象とはなりえないということになる。これにたいして共同で占有されなければならないもの、共有以外の仕方では所有されえないものがある。幹線道路、街路、広場、海岸などがそれである。そして、これらが私有されることはありえない、とかれはいうのである(pp. 118-121)。このようにしてワルラスは、所有の対象そのものの本性のなかに所有のあり方の根拠を見出すと同時に、他方これとは別に、正義および便宜さのなかに所有のあり方の根拠をもとめている。そしてワルラスの所有論の主眼はむしろ、この正義にもとづく所有のあり方の解明にあったと言えるのである。

ワルラスによると、所有は人格と物との関係ではなく、人格相互の関係をあらわしている。所有権はひとつの道徳的關係をしめす。つまり、それは権利の主体たる人格と、その権利を尊重する義務を負う人格との間に成立する関係である。物は、こうした人格相互の關係の誘因でしかない。このようにワルラスは、所有問題が、人格間の権利・義務關係を基礎としてなり立っていることを明らかにして、所有問題を道徳の領域のなかに位置づけるのである(pp. 114-115)。そして、ここから所有問題は、基本的には正義とか自然権といった、道徳上の観点から考察すべきであるという主張を導き出している

のである。

ところで、所有にかかわるワルラスの正義とは、いったいどのようなことをさすのか。それは、抽象的にはさきの所有の定義のなかにみられる「他人の権利を侵害することなく」という条件を満すことであつた。¹³⁾かれは、このような条件を満すような、したがって正義が支配する所有制度を示唆して、こうのべている。「この制度においては、あらゆる人間の権利が保護されている。そこでは特定の個人の権利が、他の人間の権利を傷つけることはない。一言でいうと、そこでは正義が命じるすべてが斟酌されているのである」(p. 142)。

この正義のより具体的な説明は、手稿第2章でくりひろげられている。そこで、そのワルラスの積極的な主張をつぎにみることにしよう。かれは、まず富の理論によって所有の対象がすでに解明されていることをうけて、その確認から出発する。所有されるものはすべて社会的富である。すなわち、それは、土地、個人的能力、人為的資本ならびにそれらを源泉とする収入、つまり地代、労働、利潤のいずれかに他ならない。つぎにワルラスは、この社会的富のうち、土地と地代、人間能力と労働を自然的富、資本と利潤を人為的富と規定し、自然権の探究では、この自然的富がもっぱらその対象となることを確認する (f. 5)。

そうしたうえで、ワルラスは、ただちに所有問題にかんするかれの結論を直截に明示する。「土地は国家に属し、労働は個人に属する。これこそ、所有問題において、すべての権利を両立させ、あらゆる合法的利益をまもる手段にかんしてわたしが提起した、問題にたいする解答である」(p. 127)。

このようにワルラスは、土地とその収入(地代・借地料)の市民による共有つまり国有を主張し、これと対をなすかたちで個人的能力とその収入(労働・賃金)ならびに労働と節約の結果としての資本とその収入(利潤)の私有を主張するのである。つまり土地については共有、労働と資本については私有、というわけである。このような主張は、土地は万人のもの、労働と資本は人格にもとづくものというワルラスの自然権にかんする理解から生み出

されたもので、いわばひとつの公理というべき性質の主張であった。

他方、所有問題にたいするこのワルラスの解答は同時に租税問題にかんする解決策をともなっていた。かれによると、土地の共有（国有）ならびに労働と資本の私有は所有問題と租税問題とを一挙に解決するというのである。そのわけはこうである。土地国有化によって土地からの収入である地代あるいは借地料は公共的収入となる。したがって国家の公共的費用は、この地代収入によってまかなわれるようになり、この結果、賃金と利潤とに課せられている租税は不要になる。土地の私有は、共有にたいする明白な侵害であり、横領である。また賃金や利潤にたいする課税は、労働と資本の私有にたいする、これまた明白な侵害である。したがって土地国有化と、これにともなう租税の廃止は、正義にたいするこうした二重の侵害を同時に解消するというのである (pp. 130-132)。

このような土地国有化のねらいについてワルラスは、つぎのように説明している。「本質的なことは、耕作しうる土地が、できるだけ多く国家の手に入り、これらの土地が借地農によって耕作されて、公共的収入がしだいに耕地の賃貸料にもとづくようになること、労働諸階級が、しだいに租税の重圧¹⁴⁾から解放されるようになること」であると。しかも、かれによると、こうした提案によって、当時ヨーロッパ中で私有か共有かをめぐって争われていた所有論上の難問は、合理的に解決されるに違いないというのである (pp. 130, 133)。

以上のような内容をもったワルラスの所有論は「社会主義者のあらゆるユートピアの基底にある真実なもの、本質的なもの、そして基本的なもの」をふくんだ科学の体系なのであった。科学である以上、この体系はひとつの仮説にすぎない。そして自然権論、経済学、財政論を駆使して吟味してきた結果、今やこの仮説に最後に残されているのは、世論による承認という厳粛な試練だけであるという。そしてかれは、この世論の承認にあたって予想される障害のあらゆる根源が、経済学にかんする人びとの無知にあると判断したのである (pp. 134-135)。この無知を代表するもの、そして、この世論にた

いし、当時、強大な影響を及ぼしていたのが他ならぬティエールの所有論であった。ワルラスはそこで、この所有論を最大の障害とみて、その根源におよぶ批判を予告して以下のように第2章の稿をとじていたのである。「できるだけ明快で完璧なものにしようと努めてきた富の理論と所有の理論の高みから、わたしはティエール氏の理論体系の上にとび降りることだけはしておかなくてはなるまい。そのうえでわたしは、この体系をこっぴどみに打ちくだくであろう」(p. 136)。

Ⅲ 所有論とティエール批判

以上みてきたオーギュスト・ワルラスの所有論が、それまでのかれの20年近い経済学研究の成果にもとづいて展開されていたことに、あらためて注意を促す要はないであろう。ワルラスの経済学研究の動機が、もともと所有問題の解明にあったことを想起すれば、そうなるのも当然であった。同時に、富の理論だけで、所有論を欠いた『社会的富の理論』の出版が、ワルラスにとってどんなに不満なものであったかは想像に難くない。しかも、かれの不如意は所有論の未刊にとどまらなかった。というのは、ワルラスの著述の目的が、実はティエール所有論の批判にあり、公刊された著作は本来ティエール批判を意図した著述の一部だったからである。そのティエール批判はおろか、所有論すらも出版できなかった事情は最後に考察することにして、ここでは、その著述計画の検討から始めることにしよう。

息子レオンの証言によると、ティエール批判のその仕事は二部にわかれており、第1部が「教理序説」、第2部が「ティエール所有論批判」からなっていた。そして公刊された『社会的富の理論』は、この第1部を構成していたのである。もちろん未刊の「所有論」がこの第1部の後半にふくまれていたことは言うまでもない。前記の「所有論」の最終パラグラフがティエール批判を示唆していたが、それは、このパラグラフが第1部末尾にあって、第2部「ティエール所有論批判」へと続く橋わたしの役目を負わされていたからであろう。こうしてみると『社会的富の理論』というのは、オーギュスト

が本来意図していた著述の全体計画のなかの、序論の最初の部分に予定されたものであったことが判る。そのかぎりでは、それは序説的な部分であった。もっとも、このことは著述の目的に照らしてそう言えるのであって、著述の体系からすれば、それはもっとも基礎的な部分ということになる。

ところで、ティエールの『所有について』が出版されたのは1848年9月である。したがってオーギュストの著述の第2部が書かれたのは、同年9月以降であることは確かである。第1部についてはどうか。すでにみた「所有論」の手稿および第2部「ティエール所有論批判」の原稿とみられる手稿とならんで、ワルラス文庫には、さらにもうひとつ、「一勤労者による社会的真理」(以下「社会的真理」と略記)と題された2つ折り74枚の手稿が保存されている。タイトルの横には1848年4月とある。この手稿では主として土地国有をめぐる問題が論じられている。そしてさきにみた「所有論」には、確かに、この手稿の存在を示唆すると思われる表現が見受けられるのである(p. 133)。したがって、まず4月に「社会的真理」が書かれ、9月のティエール所有論刊行後に「社会的真理」をもとにした「所有論」が書かれたことはほぼ間違いない。また、この「所有論」が本来『社会的富の理論』の第7・8章を構成していたとしたら、この著作の第6章までの部分も「所有論」執筆と同じ時期に書かれたことが予想されよう。¹⁶⁾

ちなみに、ここで、おそらくオーギュストの「所有論」の母体となったと思われる「社会的真理」について若干ふれておきたい。「社会的真理」は、2月革命期の社会改革論の中心問題とされていた「労働の組織化」にたいするワルラスの解答をしめすものであった(p. 141)。ワルラスはこの手稿のなかで、勤労者と有閑者を区別したうえで、「労働の組織」論にたいして、かれ自身の改革論つまり土地国有論を対置している。しかもこのなかでワルラスは、後にみるように、未刊の「所有論」原稿にはみられない、国有化の具体案を提示していたのである。この手稿ではまた、同時代の社会主義や共有主義の「空想家たち」と対峙しつつくりひろげられているワルラスの熱っぽい急進的な論調が印象的であることもつけ加えておこう。¹⁷⁾

さて、ティエールの『所有について』は、周知のように2月革命期の社会主義者・共有主義者の所有批判にたいして、私有制度擁護の立場から、これに反論するために書かれたものであった。その大衆版には「国民労働防衛協会中央委員会」なるもののでこ入れでそれが出版された旨が記されている¹⁸⁾。このことからみても、この著作が反革命の宣伝文書として、いかに意図的に頒布されたかは推測に難くない。しかも、その主張は、当時のいわば社会常識に訴えるかたちの、俗受けする内容をもっていた。したがって、この著作の所有論が、その明快な論述と相まって広く大衆に受けいられ、その世論形成に大きく与ったことは十分予想されることである。ワルラスがかれの土地国有論の「世論による承認」をうるために、このティエール所有論批判を意図したのは無理からぬことであった。

そこで、そのティエール所有論の基本をつぎに要約してみよう。それは、各人の所有する能力は不等であり、その不平等な能力にもとづく労働こそ所有権の真の基礎であること、したがって贈与とか相続による所有をふくむ現存の所有も、本来は、多かれ少なかれ、そうした労働にもとづいているのであって、けっして不正・不当なものではない、というものであった(第1部第4章—10章)。

ワルラスの批判は、ティエールのこうした主張を基本にした『所有について』の第1部第14章「所有の拡大による物の侵害について」に集中している。この章はティエール自身の所有にかんする見解を披瀝した第1部の最終章にあたり、そこでかれは財産遺贈不能 (mainmorte) にたいする批判を通じて、土地私有擁護の論陣を張っていたのである。土地国有化を主張するワルラスがこの章を批判の標的に選んだのは、ここでの論議が土地国有批判に通じていたからであろう。ワルラスは章句ごと、そしてときには行を追うかたちでその内容を詳細に論評する。その論点は、ティエールの「労働にもとづく所有」論ならびに、その系論にあたる労働価値論および農業者概念にたいする批判にまとめることができよう。

ワルラスはまず章のはじめにある「あらゆる所有の真の起源は労働にあ

る」(Thiers, p. 100) というティエールの文を評してこうのべている。「この理論は誤りである。わたしはすでに、労働は富や所有の唯一無二の源泉でないことを証明し、土地は労働とは無関係な富と所有とを形づくることを明らかにした」(p. 219) [引用者傍点]。ここですでに証明したと称していることが、この手稿に先立つ「富の理論」と「所有論」でのそれをさしていることは明らかであろう。それは富との関連で言うならば、こうである。土地が社会的富としての価値をもつのは、労働によるのではなく、土地が有用であって、しかも量が限られているからである。また所有との関連で言うならば、自然的富としての土地は労働が生み出したものではない。土地は天与のもので、万人に平等に与えられている。したがって土地の所有権源は労働ではなく、天与の自然権にあり、それゆえ、その所有形態は、本来、共有でなければならない、ということであった。

ついでワルラスはこれと関連して、土地の価値を説明するティエールのつぎの文をとりあげている。「地表は労働にとって必要な中核的場所であり、そこですでに蓄積される労働によってその土地の価値は大部分形成されるのである」(p. 108)。ワルラスはこの説明をこう論評する。「否、絶対に否！土地の価値が地表に蓄積される労働に由来するなどということは、まったくない……それどころか、労働はそこで、たちまち消費されてしまうのである……土地はその有用性と希少性から生み出された価値をそのまま保持していた……[だが] その価値はいまやフランスの人口が増大し、また文明そのものが進展するにつれて高騰しているのである」(pp. 224-225)。

さて、ワルラスは、本来、労働の産物でない土地の所有権を、労働によって基礎づけようとしてティエールが弄している詭弁について指摘する。つまりワルラスによるとティエールは「純粹の所有者、地代の消費者」たる土地所有者を農業者のなかにふくめて、かれらを勤労者に仕立てあげ、これによって労働にもとづく所有という主張の辻つまを合わせようとしている。しかもこの詭弁によってティエールは労働にもとづかない所有の存在を巧妙におおい隠そうとしているのである、というのである。

ワルラスは言う。「ティエール氏は、労働にもとづく所有論の全体を通じて土地所有者のことを多少なりとも語ったり、名ざしたりしないよう最大の注意を払っている。かれは土地所有者に勤労者の衣装を着せているにすぎない。所有とは労働であり、富とは労働であり、土地所有とは農業者なのである」(p. 241)。

「〔ティエールの〕著書では、土地所有の証明は、もともと予定されてはいないのである。ティエール氏の抱いているもくろみは、土地所有を何とか巧みに隠しおおそうとするところにある」(p. 244)。

こうしたティエール批判がワルラス自身の理論、とりわけその富の理論にもとづいてなされていることは明らかであろう。ワルラスは1831年の主著で、かれ自身の価値論をつくり出して、労働価値論批判の立場を鮮明にしていた。「土地という労働の産物でないものが、はたして労働にもとづく価値をもちうるだろうか」。ワルラスが当時支配的であった労働価値論と異質の論理を構成した直接的動機のひとつに、こうした疑問があったことは疑いえない。したがって労働が土地の価値を生むというティエールの主張は、ワルラスがつくりあげた富の理論への「完全な無知」をしめすものなのであった。

IV 土地国有論と社会主義

ワルラスによると、経済学にたいする無知はティエールのみならず、これと対立する社会主義派についても同然であった²⁰⁾。ワルラスは、48年革命における「社会主義諸派の無能と、かれらがひき起した社会的混乱の原因」が、社会的富にかんする科学つまり経済学についてのかれらの無知に由来すると考えていた²¹⁾。そして、その革命のさなかにかれはこう書きしるしている。「これまでのところ、社会主義と共有主義にかんしては、わたしの体系がもっとも急進的かつ完璧であるように思われる²²⁾」。かれのこうした自負を裏付けていたものが、かれの経済学であったことは言うまでもない。ワルラスは富の理論つまり経済学の有無を、これらの社会主義派と自分とを分かち重要な指標とみなしていた。つまりワルラスは、その土地国有論によって自らの

立場を社会主義派の側におき、そのうえで他の社会主義者と自分との根本的区別を富の理論の有無にもとめていたのである。

一方、「社会的真理」のなかで、かれはこうのべている。「土地の共有を説くという意味でわたしは共有主義者である……土地の共有、ここにわたしの共有主義のすべてがある。土地の共有を除けばわたしは私有の味方、しかも断固とした味方である」(p. 183)。この主張には、ワルラスの社会主義的立場とその特徴が余すところなくしめされている。まず第一に、ワルラスが社会改革に関連してとりあげた問題は、土地国有化と、これと表裏をなす租税制度の廃止だけであった。つまり、かれの社会主義的立場はこの主張につきていたのである。当時、多くの社会主義者がとりあげた「金融封建制度」の問題も、また、かれらの多くがかかげた「労働にたいする権利」のスローガンも、ワルラスには無縁であった。社会主義にかんするかぎり、かれはひたすら土地国有化のみを追求し続けたのである。第二に、「土地は国家に属し、労働は個人に属する」というワルラス所有論の基本命題は、明らかに土地の共有とならんで資本と労働の私有を主張するものであった。つまり土地の共有は万人に平等な条件をもたらし、そこでなされる各人の努力の成果たる労働と資本は私有されて、それ相応の地位の不平等を生む。ここにワルラスの正義の世界のすべてがあつたのである。かれはこうした正義を後に「条件の平等と地位の不平等」というかたちで定式化している。そしてこの命題がレオン・ワルラスに継承されたことは知られている。²⁵⁾

関連して、つぎにここで、このような立場と結びついた、土地国有化の具体策にかんするワルラスの提案をみておきたい。「社会的真理」のなかで明らかにされている、そのいくつかの方策はつぎのようなものである。譲渡税の土地現物徴収、地租の増加にもとづく耕地の実質的国有の拡大、国家による抵当地の取得、同じく国家による土地の買収など。ただしワルラスは、あくまでも可能な方法の事例としてこれらを提示しているにすぎない。その言によると、かれの関心はもっぱら国有化の原理にあり、ここではこの原理の立場から、その実現手段にかんする論議を呼びかけようとしたにすぎないと

いうのである。とはいえ、かれがその論議で「もっとも平和的な」方策を期待していたことは確かであった。ワルラスは国家による土地の強制取得がもつ正当性を認めながらも、それを実行不能とみていたのである(pp. 195-211)。このように、共有と私有の結合のうえに、さらに急進的理論と穏和な実現手段の組み合わせが重ね合わされることによって、ワルラスの立場の二面的性格はいっそう強められていたのである。

さて、ワルラスの社会主義的立場を考察するうえで欠かせない問題に、サン・シモン主義との関係がある。ここで、ふたたびレオン・ワルラスの証言をもとめることにしよう。それによると、1822年頃から法律と経済学の研究によって「社会再組織の必要性をみとめる見解に完全に達していたかれ〔オーギュスト〕は、1829から30年にかけてタランヌ通りで開催されたサン・シモン主義者の集会に、熱心に通っていたことがある」。だが、オーギュストは「そのとき、サン・シモン主義者がまだ模索していた見地をすでに確立²⁶⁾していた」というのである。この「見地」とは、後で明らかにするように、土地国有化をさすものであろう。いずれにせよ、この証言によれば、オーギュストの社会改革論は、サン・シモン主義とは無関係に、当時すでに確立していたことになる。はたしてそうであろうか。オーギュスト自身にきいてみることにしよう。

1860年4月1日付の息子レオン宛の手紙のなかで、オーギュストは、自分はサン・シモン主義の学説を長いこと研究していたから、それについては熟知している、と前おきして、こう記している。「ティエール氏の書物にかんする仕事のなかで、わたしがサン・シモン派への信仰告白をやっていたことに、お前が気付いていたかどうかは知らない。だが、とにかく、わたしがどんなときにもサン・シモン派とまったく意見を同じくすることを肯じえなかった、いくつかの問題点についてお前にもう一度知らせることはできるだろう²⁷⁾」。

その主な問題点とはこうである。サン・シモン主義者は、1) 経済学をもたない。2) 自然権にかんする主張もない。3) 財について何の区別もせず、

一般的・絶対的なやり方で相続の廃止を説いている。4) 有閑者と勤労者を区別して、科学に貢献したことは確かだが、その分析をそれ以上深めはしなかった。5) 租税問題にまったくふれていない。

若きオーギュストが熱心に足を運んだというタランヌ通りの集会の内容は、『サン・シモンの学説・解説』でみることができる。このなかでサン・シモン主義者は、効率よい物質的生産のありかたをもとめる観点から、土地資本をふくむ労働手段の国有化と再配分、すなわち「生産元本」を有閑者から勤労者の手へ移転させる問題を追求していた。そしてその基本的立場から、一家親族の範囲に限定されている相続権を、将来、勤労者の協同組織アソシエーションとなるはずの国家に移譲すべきであると主張していたのである。²⁸⁾ ここでの、相続権の国家への移譲とは、有閑者たる地主・資本家にかわる新しい機関＝政府＝中央銀行が、これらの労働手段の受託者となり、この機関が有用性の観点から、その労働手段の適正な配分をはかることを意味していた。²⁹⁾ したがって、その移譲の本来の目的は労働手段の再配分にあったのであり、国有化にあったわけではないと言えよう。事実、かれらが他方で、労働手段の共有を拒否する主張を行っていることがそれをしめしている。この点が、土地国有を目標とするオーギュストと明確に異なる点であった。³⁰⁾

レオンが指摘しているように、オーギュストがサン・シモン主義に接する以前に土地国有への確信を抱いていたことは事実であろう。しかし同時に、その後オーギュストが、サン・シモン主義派の主張、つまり有閑者と勤労者とを区別して、前者から後者への労働手段の移転を主張する論議を、かれ自身の土地国有論の重要な論拠にとり入れたこともまた事実であった。ワルラスは「所有論」のなかで、有閑者と勤労者に対応する概念として、土地所有者と土地をもたないプロレタリアートとをあげ、「個人的土地所有によって、社会は本質的に相互に敵対するこの二階級」に分裂したとのべている。そして「わが市民の間のあらゆる反目の根元にあるのは、まさしくこの有閑者と勤労者、土地所有者とプロレタリアート〔の対立なの〕である」として、この有閑者から勤労者たる耕作者への土地の移転を内容とする、土地国有化が

早晚、避けられないものであることを強調していたのであった(p. 128)。

地代収入に依っている有閑者の土地を国有化し、これによって勤労者(資本家、労働者)の租税負担をなくすることがワルラスの土地国有論の現実的意味だとしたら、その主張が、歴史的にみて、勤労者の利益をもとめる産業ブルジョワジーの要求に合致していたことは明らかであろう。そしてその意味で、かれの理論はサン・シモン主義者と共通する客観的意義をもっていたのである。ただし、オーギュストの主張は土地国有論にかんするかぎり、サン・シモン主義派に較べてはるかに急進的であった。それゆえ、すでにみたかれの立場の二面的性格をも考えあわせるならば、オーギュスト・ワルラスは、社会主義者というよりは、むしろブルジョワ急進主義者であったと言うべきであろう。

6月事件後の反動期にあって、私有制度批判は社会主義者の批判にかぎらず、ひとつの社会的禁忌となったことが想像される。ティエール批判をふくむ所有論を上梓した場合に予想される反響と、その結末は明白であった。オーギュスト・ワルラスは、不本意ながら土地国有論にかかわる一連の著述の公刊を断念し、富の理論の啓蒙をもって満足しなければならなかったのである。『社会的富の理論』の結論部分に予定されていた「所有論」2章の草稿が篋底に秘されるに至った理由がここにある。³¹⁾

- 1) Modeste Leroy, L., *Auguste Walras, économiste: sa vie, son oeuvre*, Paris, 1923, p. 370.

ルロワのこの著作はオーギュスト・ワルラスにかんする、ほとんど唯一の研究書である。

- 2) Walras, A., *Théorie de la richesse sociale: ou résumé des principes fondamentaux de l'économie politique*. Paris, 1849. 本稿では、Bizzarri のファクシミリ版を使用した。
- 3) Leroy, L.-M., op. cit., pp. 113-136
- 4) 前記の L.-M. ルロワの著作と以下でふれるレオン・ワルラスのものを除く主要文献はつぎの通り。

Antonelli, E., "Un économiste de 1830: Auguste Walras," *Revue d'histoire économique et sociale*, No 4, 1923 pp. 516-538.

Pirou, G., *Les théories de l'équilibre économique, Walras et Pareto*, Paris, 1946, 3e édit. pp. 66-95.

Leduc, G., "Introduction biographique sur la vie et les travaux de l'auteur," *De la nature de la richesse et de l'origine de la valeur* par A. Walras, Paris, 1938, pp. 1-49.

Boson, M., *Léon Walras: fondateur de la politique économique scientifique*, Paris et Lausanne, 1951, pp. 28-48.

松島敦茂「オーギュスト・ワルラスの経済学」『彦根論叢』第155号(1972年4月)

- 5) Walras, L., Un initiateur en économie politique, A.-A. Walras, *Revue du Mois*, Tome 6, 1908, p. 171.
- 6) Walras, A., *De la nature de la richesse et de l'origine de la valeur*, Paris, 1831.
- 7) Walras, L., *Etudes d'économie sociale*, Lausanne et Paris, 1896 (édit. Bizzarri), p. 27.
- 8) 『社会的富の理論』の出版がそれを物語る。その序文にはこの理論の啓蒙の必要性が説かれている (cf. op. cit., pp. 6-8)。
- 9) Walras, A. *De la nature* (op. cit.) pp. viii-xii.
- 10) Ibid, pp. xii-xiii.
- 11) こうして経済学からの自然法の追放がなされる。このことの経済思想史上の意義については、以下の拙著を参照されたい。『ブルードン研究』木鐸社、1975年、pp. 315-336。
- 12) この手稿はすでにふれたように、ルロワによって大部分が紹介されている。ただし、若干の欠落部分や句点の改ざんが見受けられる。以下、引用はルロワの著書ページをしめすが、欠落部分の引用については手稿〔8つ折8枚表裏〕ページ数を、たとえば f. 5 のようにしめす。
- 13) これはすぐ後でみるように、具体的には土地国有と租税の廃止によって満されたと考えられている。そのかぎりではオーギュストの場合、それは、つぎの安藤金男が指摘しているような、「純粋経済学の構築」によって解決されるといった類の問題ではなかったと言える。安藤金男「レオン・ワルラスの「所有の理論」について(1)」『オイコノミカ』第15巻第3・4号(1979年3月)、p. 159。
- 14) 租税廃止とのかかわりで国有化が主張される場合、実際には土地一般 (la terre) ではなく、耕地が考えられている。
- 15) Walras, L., Un initiateur en économie politique, A.-A. Walras, (op. cit.), pp. 179-180.
- 16) これも「ティエール所有論批判」とともに、ルロワの著作に抄録されている。以下「所有論」と同様、これらの手稿については、引用はルロワの著書から行い、この

- 著書に収録されていない部分は、手稿ページ例えば f. 5 というようにしめす。
- 17) 第6章までの部分の実質は48年以前、とりわけ1835年頃にすでに書かれていたことが予想される (cf. Leroy, L.-M., op. cit., pp. 40, 65)。
 - 18) Thiers, M. A., *De la propriété*, Paris, 1848 (édition populaire)
 - 19) こうした土地の価値の高騰とともに、地代も増加し、特権的階級がその上昇分の利益を吸収するという説明がこの手稿の他の部分でみられる (p. 240)。ちなみにワルラスは「社会的真理」で J. ミルの地代論についてふれている (p. 177)。
 - 20) ワルラスはティエールと同様、労働価値論的立場をとるブルードンを批判している (cf. Leroy, L.-M., op. cit., chap. 14)。
 - 21) Walras, A., *Théorie de la richesse sociale* (op. cit.), p. 6
 - 22) Walras, A., *La vérité sociale* (inédit), f. 49.
 - 23) 同じことがレオン・ワルラスについても言えるというシャラーの指摘がある。Schaller, F., "Réflexions sur la politique et sociale de Léon Walras", *Revue d'économie politique*, 81e année, No 3, mai/juin, 1971, p. 459.
 - 24) 「労働にたいする権利」にかんして、V. コンシダラン批判が「社会的真理」で行われている (Leroy, L.-M., op. cit., p. 190)。
 - 25) 前掲拙著, p. 310, 注(2) 参照。
 - 26) Walras, L., *Un initiateur en économie politique*, A.-A. Walras, (op. cit.), p. 172.
 - 27) "Lettres inédites de et à Léon Walras (suite)", *Révolution de 1848*, neuvième année, 1912-1913, p. 376; L.-M. Leroy, op. cit., p. 101.
 - 28) *Doctrine de Saint-Simon: Exposition*, Première année, 1829 (nouvelle édit.), Paris, 1924, pp. 248.
 - 29) Ibid., pp. 253-254.
 - 30) Ibid., 256-257.
 - 31) こうした客観的社会条件に加えて、オーギュストが、この二章を再考し、論拠をさらに他にもとめようとしたことに未刊の原因をもとめるルロワの解釈 (Leroy, L. M., op. cit. pp. 66-67) があるが、手稿の状態や内容の完成度、またその後の思想の発展などからして、これにはいささか疑問がある。